

居宅介護支援 契約書別紙(兼重要事項説明書)

[2024 年 4 月 1 日現在]

居宅介護支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。
わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1. 当事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	居宅介護支援 宮城野の里	
所在地	〒983-0021 仙台市宮城野区田子字富里223	
電話番号・FAX番号	TEL 022-388-8700	FAX 022-388-8714
指定年月日・事業所番号	2000年4月1日指定	0475200192 号
管理者氏名	庄司 みどり	
通常の事業の実施地域	宮城野区、若林区、多賀城市、利府町、塩竈市、七ヶ浜町 * 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。	

(2) 事業所を運営する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 宮城厚生福祉会	
所在地	宮城県仙台市宮城野区田子字富里 153	
電話番号・FAX 番号	TEL 022-388-9968	FAX 022-388-9969
代表者氏名	理事長 金田 早苗	
法人設立年月日	1997 年 3 月 26 日	

(3) 事業の目的及び運営の方針について

目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
方針	① 利用者、家族、主治医の意見も十分に反映させた居宅サービス計画を立て、利用者の生活の質の向上と満足が得られるように支援します。 ② 関係市町村、地域の保健医療サービス、介護サービス事業所等との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供が行われるように配慮します。 ③ 計画作成に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立つとともに、公正中立に必要な居宅サービス事業者を紹介します。

(4) 営業日及び営業時間について

営業日	月曜日から金曜日まで。 * 土曜、日曜、祝日、年末年始(12月29日から1月3日)は休業です。
営業時間	9時00分 ~ 18時00分 * 緊急時の電話相談は24時間受付、必要に応じて緊急訪問等の対応を致します。

(5) 事業所の職員の職種、員数及び職務内容について

職員の職種	員数	職務内容
管理者	1名	事業所の従業員の管理及び業務の管理を行う。
主任介護支援専門員	1名以上	介護支援専門員に対するスーパーバイズ、必要な情報の収集・発信、事業所や職種間の調整などを行う。
介護支援専門員	3名以上	利用者に適切な指定居宅介護支援の提供を行う。

* 職員は、常に身分証を携帯し、初回訪問時および利用者や家族から求められたときは、いつでも身分証を提示します。

2. 居宅サービス事業者等に関する情報提供・選定理由の説明について

- (1) 利用者の居住する地域の居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者や家族へ提供し、誠実に対応します。
- (2) 居宅サービス計画の作成にあたって、利用者から介護支援専門員に対し、複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた居宅サービス事業者の選定理由の説明を求めることができます。

3. 提供するサービスの内容について

- (1) 利用者宅を訪問し、心身の状態を適切な方法により把握の上、利用者及び家族の生活に対する意向を踏まえた課題分析の結果に基づき「居宅サービス計画」を作成します。
- (2) 「居宅サービス計画」の内容を利用者(家族)に説明し、文書による同意を得、遅滞なく利用者とサービス担当者、主治医(医療サービス利用のとき)へ交付します。
- (3) 居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、利用者とその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- (4) 利用者と各サービス担当者の合意に基づき、適宜、居宅サービス計画を変更します。
- (5) ターミナルケアマネジメントを受けることに同意された場合は、行うことができます。
- (6) 指定居宅介護支援及び指定居宅サービス事業者等についての相談・苦情窓口となり、適切に対処します。
- (7) 要介護(要支援)認定の申請について、お手伝いします。
- (8) 介護保険施設に入所を希望される場合、その仲介をいたします。

利用者の相談を受ける場所	事業所内及び利用者宅、その他適宜
使用する課題分析票の種類	ケアプラン策定のための課題検討用紙(宮城県版)等
サービス担当者会議の開催場所	事業所内及び利用者宅、その他適宜
居宅訪問モニタリング頻度	月1回以上、適宜

4. 利用料について

指定居宅介護支援を提供した際の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、別紙1のとおりです。法定代理受領サービスである時は、自己負担はありません。

ただし保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は、一旦1ヵ月当たりの料金をお支払いいただきます。その場合、指定居宅介護支援提供証明書を発行しますので、後日、所在市町村窓口に指定居宅介護支援提供証明書を提出すると払い戻しを受けることができます。

5. 事故発生時の対応について

指定居宅介護支援の提供時に利用者の身体に急変が生じた場合、家族等と連携し対処します。また、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、事業所が契約している損害保険会社と連絡をとり、賠償します。

6. 秘密保持と個人情報保護について

- (1) 居宅サービス計画を作成する上で知りえた利用者及び家族に関する情報は理由無く他の人に漏らしません。当該事業所の従業者でなくなった場合においても同様です。
- (2) 利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者の居宅サービス計画立案のためのサービス担当者会議並びに介護支援専門員と指定居宅サービス事業者等との連絡調整等において必要な場合に限り、利用者及び利用者の家族の同意を得た上で必要最小限の範囲内で使用します。
- (3) 前第1号の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

7. 苦情相談窓口について

(1) 相談・苦情に適切に対応するための手順は以下の通りです。

- ・ 苦情をうけた場合、責任者は詳しい事情を把握し利用者の立場に立った対応に努める
- ・ 市町村や国民健康保険団体連合会(以下「市町村等」という。)が行う調査に協力する
- ・ 市町村等から指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って適切な改善を行う
- ・ 苦情受付から解決までの経過と結果を記録し、同様の苦情の再発防止に役立てる
- ・ 市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する

(2) 当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所が提供した指定居宅介護支援に関する苦情だけでなく、当事業所が作成した居宅サービス計画に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

事業所 相談窓口	所在地:仙台市宮城野区田子字富里223(当事業所の相談室) TEL:022-388-8700 ・ FAX:022-388-8714 受付時間:月～金曜日 9時00分 ～ 18時00分
	苦情窓口・苦情対応責任者:管理者 庄司 みどり
第三者委員	鹿又 喜治(弁護士)TEL 022-225-2711 FAX 022-302-1080 嵐田 光宏(社会福祉法人ビーナス会理事)TEL・FAX 022-289-4872

(3) 上記に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付期間	電話番号
仙台市 介護事業支援課 ケアマネジメント指導係	022-214-8626
宮城野区 介護保険課 介護保険係	022-291-2111
若林区 介護保険課 介護保険係	022-282-1111
多賀城市 保健福祉部 介護福祉課 介護保険係	022-368-1141
塩竈市 健康福祉部 長寿社会課 介護保険係	022-364-1204
利府町役場 町長事務部局 保健福祉課 長寿介護班	022-356-1334
七ヶ浜町 健康増進課 高齢者福祉係	022-357-7447
宮城県国民健康保険団体連合会 介護保険課	022-222-7700

8. 虐待の防止のための措置について

ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次の掲げるとおり必要な措置を講じます。高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

9. 感染症の発生及びまん延防止のための措置について

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- (1) 感染対策委員会の開催
- (2) 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 感染症及びまん延防止のための研修及び研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

10. 業務継続に向けた取り組みについて

感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

11. 身体拘束の原則禁止について

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

12. サービスの利用にあたっての留意事項について

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 介護支援専門員に対する贈り物や、飲食物の提供などは固くお断りいたします。
- (2) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又はサービス事業所の担当者へご連絡ください。
- (3) 入院が必要になった場合は、情報共有のため、担当介護支援専門員の氏名と連絡先を、病院（診療所）へ伝えていただくようお願いいたします。
- (4) 利用者・家族から事業所職員に対しての暴言・暴力・いやがらせ・誹謗中傷などの迷惑行為、パワー・セクシャルなどのハラスメント行為は契約書第 9 条第 1 項に当たる行為とみなし、契約の解約を求めることがあります。

13. 重要事項説明の年月日

重要事項説明の年月日	202	年	月	日
------------	-----	---	---	---

* 事業所は、利用者に対して、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業所	所在地	仙台市宮城野区田子字富里 223 番地
	事業所名	居宅介護支援 宮城野の里
	管理者名	管理者 庄司みどり
	説明者	介護支援専門員（ ）

* 私は、上記内容の説明を受け、その内容に同意しました。

利用者	住所	
	氏名	

* 私は、利用者本人の意思を確認し、本人に代わり、上記署名を行いました。

代理人	住所	
	氏名	本人との関係（ ）